

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月28日（平成27年（行情）諮問第586号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行情）答申第770号）

事件名：「訓練資料3-03-04-72-23-0 UAV（近距離用）」
の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「UAV（近距離用）」（訓練資料3-03-04-72-23-0）。* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「訓練資料3-03-04-72-23-0 UAV（近距離用）（表紙からはしがきまでを除く）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月29日付け防官文第8910号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書並びに意見書1及び2の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、「訓練資料3-03-04-72-23-0 UAV（近距離用）」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、まず、平成25年11月5日付け防官文第14597号により、特定した行政文書の表紙からはしがきまでについて開示決定を行った後、平成27年5月29日付け防官文第8910号により、残余の部分（本件対象文書）について、法5条1号及び3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、次のとおりである。

- (1) 本文の1ページないし3ページ、9ページないし42ページ、46ページないし61ページ、63ページ、65ページないし70ページ、72ページないし76ページ、81ページ、83ページ、85ページないし87ページ及び91ページないし93ページのそれぞれ一部は、陸上自衛隊の運用並びに現有装備品の機能及び性能に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領及び能力並びに装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とする。
- (2) 本文の42ページ、44ページ及び45ページの写真の顔部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とする。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録の形式は、PDFファイルであり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形

式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報は特定していない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、上記(1)のとおり原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示しておらず、また、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に検討した結果、写真のうち個人の顔部分並びに陸上自衛隊の運用及び現有装備品の機能等に関する情報が上記2のとおり同条1号及び3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月7日 審議
- ④ 同月27日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ⑤ 平成29年2月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊において作成されたUAV（Unmanned Aerial Vehicle：無人機）に関する教育訓練資料であり、処分庁は、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書の完成後、原稿である電磁的記録は、データ容量が少なく改ざんが難しいPDFファイルに変換した上で廃棄した旨説明する。

そこで検討すると、文書完成後に原稿を廃棄したとする諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、また、ほかにPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していることをうかがわせる事情は存しないことから、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（PDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において確認したところ、開示実施文書においてマスキングされている部分の一部（本文の64ページ及び78ページの一部）について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分（行政文書開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 個人に関する情報

上記第3の2(2)に掲げる不開示部分は、自衛官の写真の顔部分であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討するに当たり、写真の顔部分を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については公にする慣行があるとの説明であった。そして、当該不開示部分における自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であるとのことであり、記載内容からしてその説明は首肯できるので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めべき事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 陸上自衛隊の装備品の運用及び機能等に関する情報

上記第3の2（1）に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊におけるUAVの運用並びに機能及び性能に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊におけるUAVの運用要領及び能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子